確定申告　3月15日(水)まで

問合せ・ご相談
市税係☎32-2219

赤平市での令和4年分の所得税確定申告受付期間は**3月15日(水)まで**です。
受付け期間を過ぎた場合は滝川税務署にて申告してください。
確定申告が必要か不明な場合は、広報2月号または赤平市ホームページをご覧いただくかお問い合わせください。

◆受付時間

【午前の部】 8時30分～11時30分
【午後の部】 13時00分～16時00分
※8時30分より前や11時30分～13時00分は受け付けできませんのでご了承ください。

▽日曜に申告できる日
3月5日(日)　市コミセン多目的ホール
▽夜間も申告できる日
●3月2日(木)　市コミセン
●3月7日(火)　多目的ホール

受付時間　17時～19時
対象地域　市内全域
※16時～17時は受け付けできません。

◆申告会場でのお願い

●手・指の消毒をしてください。
●入場時37度5分以上の発熱がある方は入場をご遠慮いただきます。
●マスクを着用してください。
●ソーシャルディスタンスを確保してください。

◆対面時間短縮のために

●事前準備(医療費控除の計算や生命保険料などの整理)をお願いします。
●受け付け開始直後や日曜日はかなり混雑する傾向があり、平日の日中から夕方が比較的空いています。
●混雑時には入場制限を行ないます。あらかじめご了承ください。
●車で来場する場合は、車内でお待ちいただいても構いません。当日の混み具合を見て判断してください。
●申告期間中市のホームページで、確定申告会場の混雑状況をお知らせするページを開設しています。
●申告会場内での書類のコピーは行ないません。申告に必要な書類については、事前にコピーなどをしてください。
●青色申告をされる方および住宅ローン控除を新規に申請する方は、お手数ですが滝川税務署にて申告してください。

▩会場の混雑状況は
こちらから
https://www.city.akabira.hokkaido.jp/docs/konzatsu.html

申告日程(3月)　会場　市コミセン多目的ホール

※既に終了した地域の方で申告がお済みでない方は、左表の都合の良い日にご来場ください。

受付日	指定地域(対象者)など
1日(水)	豊栄町
2日(木) ※夜間申告もあり	幸町 市内全域(17時～19時)
3日(金)	昭和町・若木町東・若木町西
5日(日) ※日曜申告	市内全域
6日(月)	若木町南・若木町北
7日(火) ※夜間申告もあり	桜木町・豊丘町・字豊里 市内全域(17時～19時)
8日(水)	美園町
9日(木)	東文京町
10日(金)	北文京町
13日(月)	西文京町
14日(火) 15日(水)	市内全域

◆滝川税務署で確定申告される方へ

1 感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください。
●スマホやパソコンで自宅から申告ができます。
※ご利用には手続きが必要な場合がありますので国税庁ホームページをご確認ください。
●申告やe-Taxご利用のご相談は、税務署へ直接お電話いただくか、チャットボットでも可能です。確定申告に関する各種情報は国税庁LINE公式アカウントからもチェックできます。
※市・道民税申告のみが必要な場合は、e-Taxでの申告ではなく市役所への申告となりますのでご注意ください。

2 滝川税務署の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。(作成済みの申告書を提出する場合は不要)
●混雑緩和のため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
●整理券は各会場で当日配布しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
※以上は税務署での対応となります。赤平市の会場では入場整理券の発行は行なっておりません。

問合せ
滝川税務署
☎22-2191(音声ガイダンス)

自宅からスマホやパソコンでe-Tax

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。
確定申告書等作成コーナーなら画面の案内に沿って入力するだけで、自動計算されるため、ご自身で計算する必要がありません。詳しくは国税庁ホームページでご覧ください。

▩**5つのメリット**
①税務署への持参不要
②印刷、郵送代不要
③添付書類不要(一部の書類は除く)
④確定申告期間24時間いつでもOK(メンテナンス時間を除く)
⑤還付金の早期還付　3週間程度で還付(書面提出の場合は1カ月～1カ月半程度で還付)

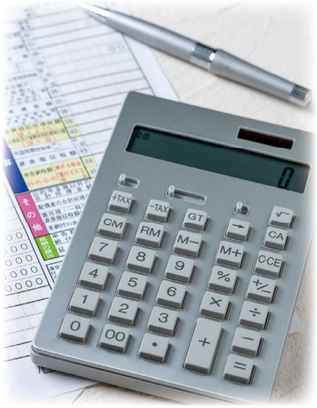

母子父子寡婦福祉資金の貸し付け

問合せ　子ども未来・医療給付係☎32-2216

北海道では母子家庭・父子家庭・寡婦の方に、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、「修学資金」「就学支度資金」など各種資金を、低利子または無利子で貸し付けていますのでご相談ください。

貸付対象
▩母子福祉資金
配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している方
▩父子福祉資金
配偶者のいない男子で20歳未満の児童を扶養している方
▩寡婦福祉資金
配偶者のない女子かつ、配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養したことがある方(寡婦)および、40歳以上の配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養していない方(寡婦を除く)

修学資金の例

学校種	通学形態・貸付月額
公立高校	自宅通学　：月　27,000円まで 自宅外通学：月　34,500円まで
私立大学	自宅通学　：月　108,500円まで 自宅外通学：月　146,000円まで